

教職員と児童・保護者との連絡手段に関する校内規程

令和6年4月1日

この規程は、利尻町立仙法志小学校において、教職員と児童・保護者との連絡手段に関する校内規程に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第1条 学校や教職員が、児童・保護者から個人情報入手する際には、その利用や管理に関して厳正な取扱いが求められる。そのため、その個人情報が適切に扱われることは重要である。

(連絡手段の適用対象)

第2条 連絡手段の適用対象は次の通りとする。携帯電話・スマートフォンの電話番号、電子メールアドレス、メール配信及び、LINE、フェイスブック、ツイッター等のSNSアカウント等。

(連絡手段を使用する場合)

第3条 連絡手段を使用する場合は、次の通りとする。

1. 使用者は次の(1)(2)の場合に限定する。
 - (1) 学級担任が自分の学級の児童・保護者に対して連絡する場合。
 - (2) 分掌・PTA 担当者が、自分が担当する児童・保護者に対して連絡する場合。
 - (3) (1)(2)とも後日に口頭などで連絡できるものは除く。
2. 内容は次の(1)(2)の場合に限定する。
 - (1) 教職員の側からの連絡は、予定連絡や確認など一方的な事務連絡のみとし、相談のような双方向のやり取りは管理職の許可を得た上で、学校、または、家庭訪問で対面して行うこととする。
 - (2) 児童・保護者の側からの連絡は、欠席等の事務連絡のみとし、それ以外は管理職の許可を得た上で、学校、または、家庭訪問で対面して行うこととする。

(児童・保護者からの個人情報の取得)

第4条 児童・保護者からの個人情報の取得は次の通り行うものとする。

1. 教職員が児童・保護者から電話番号等の個人情報取得する際は、校務運営上必要な場合に限ることとし、必ず管理職の許可を得た上で行うこと。許可は単年度とし、毎年度当初に「家庭環境調査票」により行い、教頭が管理する。

2. なお、健康調査等の情報の取得は、必要に応じて管理職の許可を得た上で養護教諭が行い、管理する。
3. 児童・保護者の電話番号等の個人情報を取得する際は、保護者の理解を得ること。
4. 管理職の許可および保護者の理解を得る際は、電話番号等を取得する対象範囲、取得する個人情報の種類、使用目的および使用期間を明確にすること。
5. 児童・保護者の個人情報について、使用期間が終了、または、使用目的に照らして不要になった段階で、速やかに当該個人情報の返却・廃棄を行うこと。

(教職員の個人情報の児童、保護者への提供)

第5条 教職員の個人情報の児童・保護者への提供は次の通り行うものとする。

1. 教職員が児童及び保護者に対して自己の電話番号等を提供する際は、校務運営上必要な場合に限り、必ず管理職の許可を得た上で行うこと。
2. 管理職の許可を得る際には、情報の種類や提供先の範囲を明確にすること。

(校内規程の有効性の検証)

第6条 本校内規程の適切さや有効性を常に検証し、改善が必要な場合は、速やかにそれを進めるなど、よりよいものにするよう努めるものとする。

付則

(実施期日)

この規程は、令和元年 9 月 12 日より施行する。